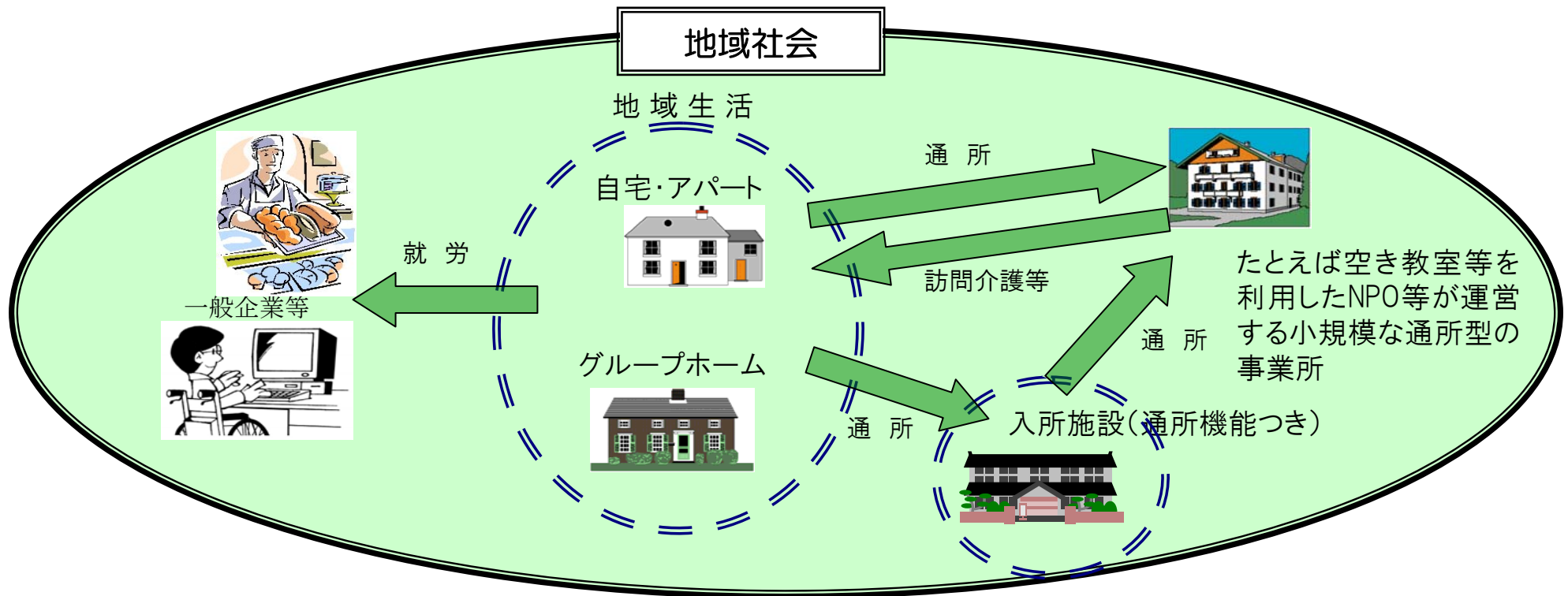


地域における自立した生活のための  
支援「地域での生活の支援」  
(参考資料)

# 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

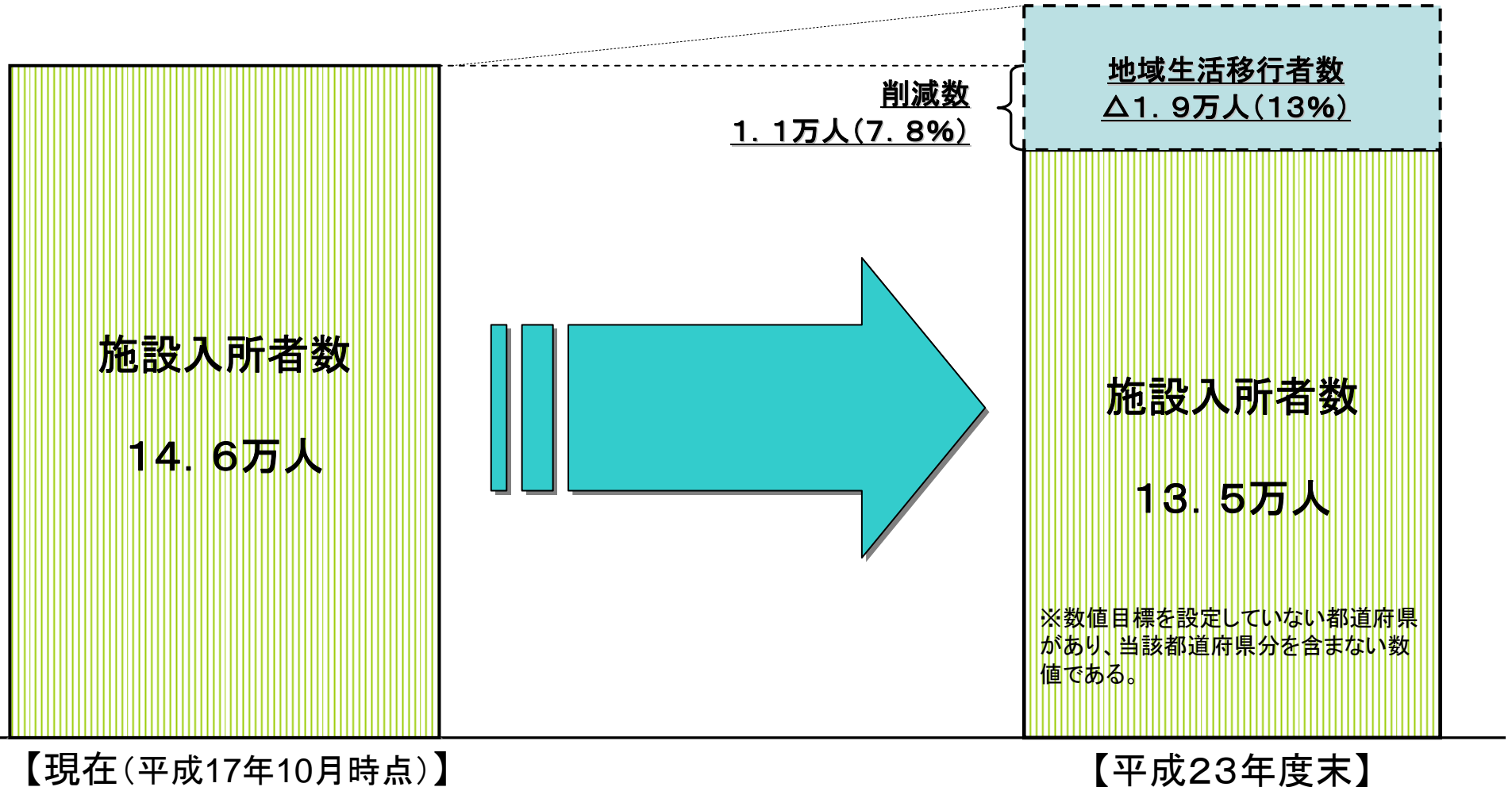
- できるだけ身近なところにサービス拠点
- NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- 施設入所者も選べる日中活動
- 重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり



# 障害福祉計画の全国集計結果

## 【数値目標】 福祉施設からの地域生活への移行

○ 施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度までに現在の施設入所者(14.6万人)のうち、1.9万人(約13%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、現在の施設入所者のうち1.1万人(約7.8%)が削減されることが見込まれている。

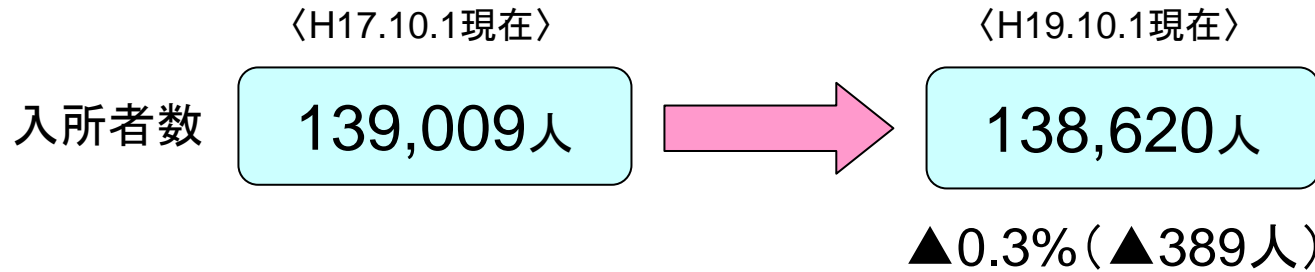


# 施設入所者の地域生活への移行に関する状況について

## 速報値

※2, 586施設からの回答を集計(回収率約92%)

## 1 入所者の推移



### ○ 対象施設

- (1) 身体障害者療護施設
- (2) 身体障害者入所授産施設
- (3) 知的障害者入所更生施設
- (4) 知的障害者入所授産施設
- (5) 精神障害者入所授産施設
- (6) 身体障害者入所更生施設
- (7) 精神障害者生活訓練施設
- (8) 障害者支援施設

※(6)及び(7)は、地域生活移行者として障害福祉計画に計上した場合。

## 2 入所者数の増減内訳

〈入所者数減の内訳(移行先)〉

〈入所者数増の内訳〉

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	その他	計	新規入所等
▲9,344人	▲2,967人	▲662人	▲90人	▲2,474人	▲3,408人	▲18,945人	18,556人

## 3 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者

**9,344人**

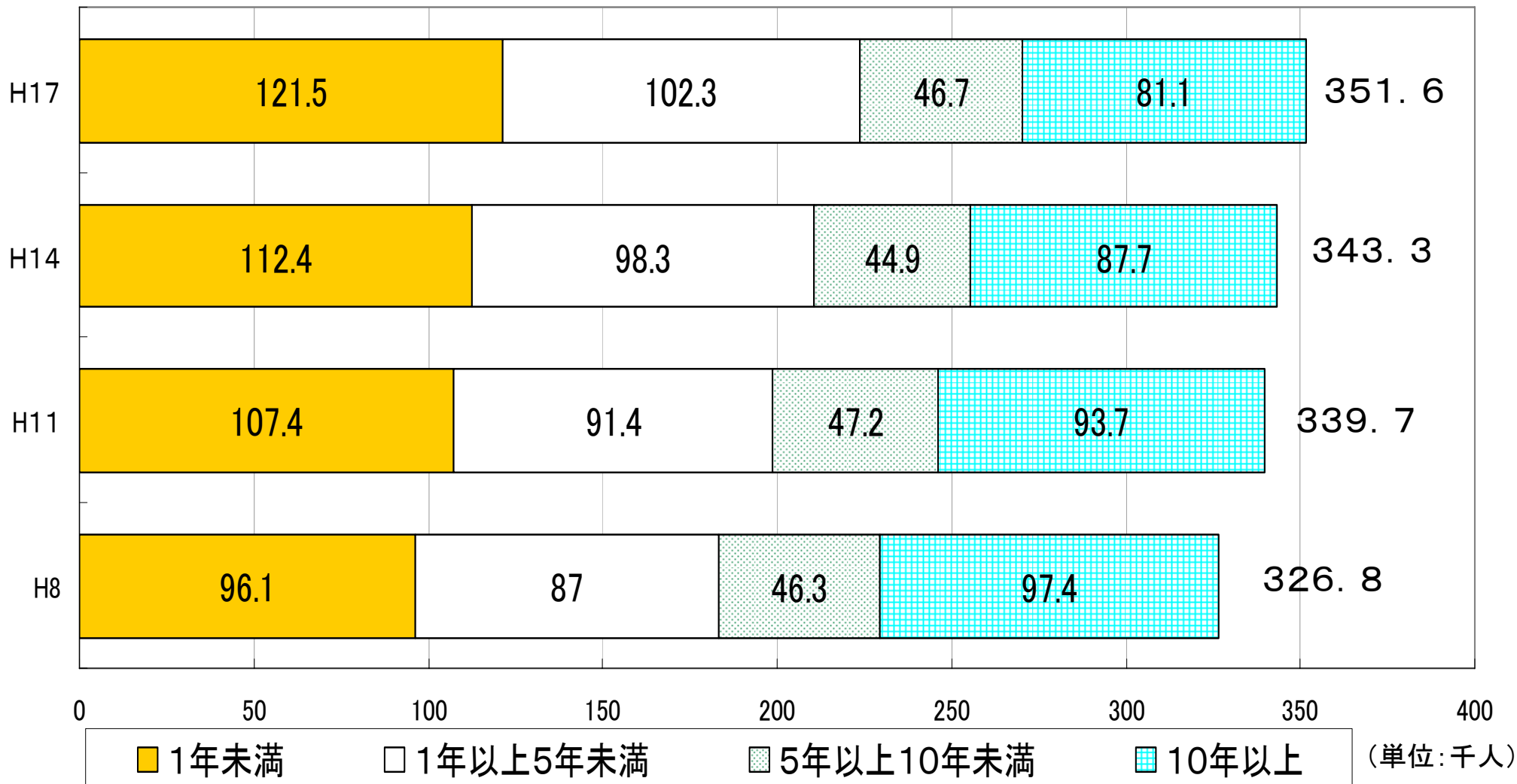
**6.7%**(H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

# 入院期間別疾患別推計入院患者数の年次推移

## 【精神疾患総数】



資料:患者調査

# 精神病床における患者の動態

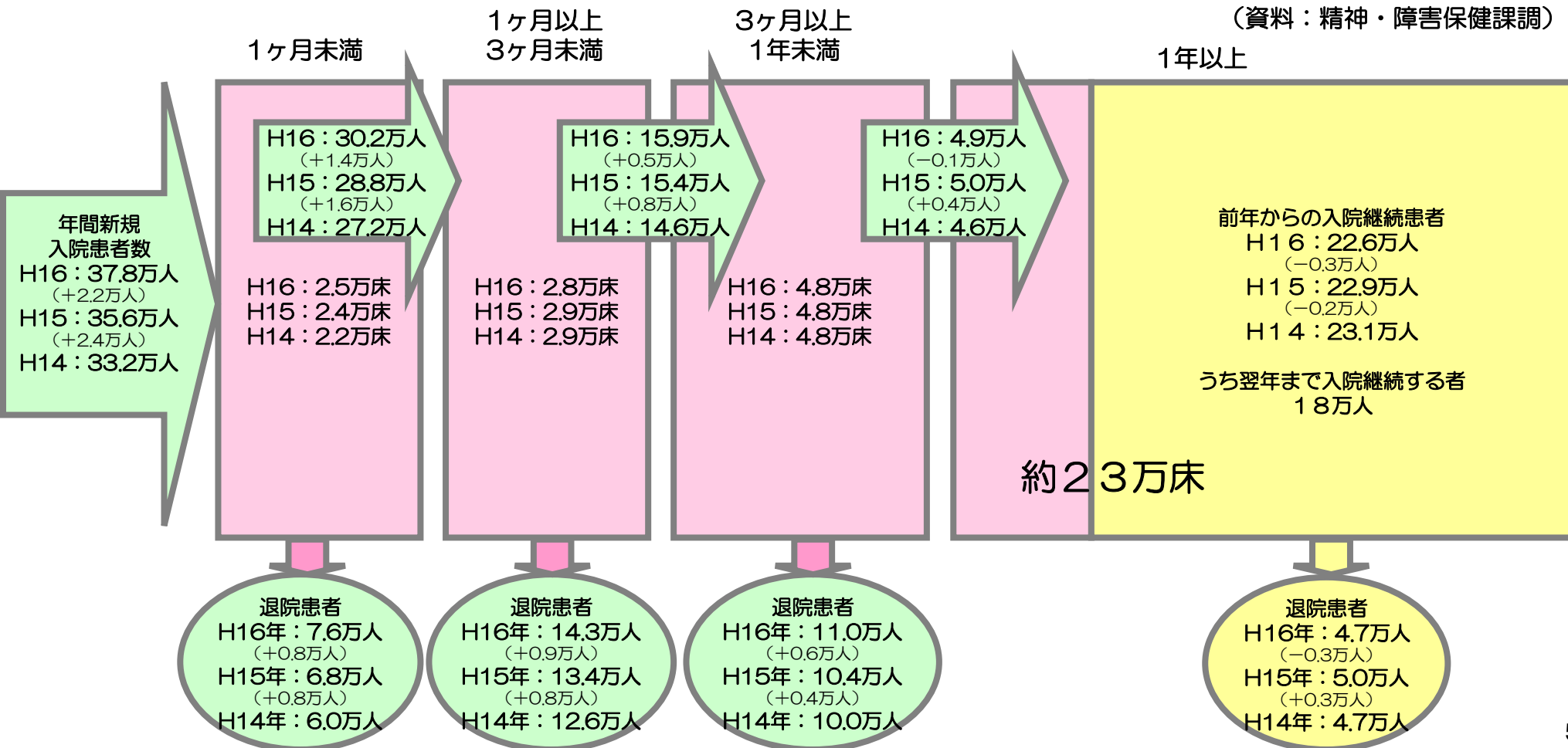
「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」:これまでの議論の整理と今後の検討の方向性【論点整理】  
(平成20年9月) (抄)

(入院期間1年以上患者の動態)

○ 在院期間1年以上での退院は毎年5万人弱で推移しているが、新たに入院期間1年以上となる患者数が毎年5万人程度であるため、その結果として、1年以上入院患者数は23万人弱で大きく変化していない。

(参考) 精神病床における患者の動態の年次推移

(資料：精神・障害保健課調)



# 退所・退院時における報酬上の評価について

## 1. 障害者支援施設からの退所時

**地域移行加算 : 500単位 (退所前・退所後の2度の加算が可能。)**

【要件】 (1) 対象者 : 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者

(2) 要件 :

- ①退所前: 障害者支援施設の職員が、ア : 退所後の生活について相談援助を行い、  
イ : かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、  
当該利用者及びその家族等に対して退所後の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合
- ②退所後: 退所後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に相談支援を行った場合

## 2. 精神科病院からの退院時

**① 精神科地域移行実施加算 : 5点(1日につき)**

【要件】 (1) 対象者 : 精神病棟における入院期間が5年を超える患者

(2) 要件 : 地域移行を推進する専門の部門を設置する保険医療機関において、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を進めた場合に、当該保険医療機関の精神病棟の入院患者について算定

(※保険医療機関は、精神病棟における入院期間が5年を超える患者数を直近の1年間5%以上減少させた実績がある機関をいう。)

**② 精神科退院指導料: 320点(イの場合は、精神科地域移行支援加算として更に200点加算)**

【要件】 ア(ア)対象者 : 入院期間が1月を超える精神障害者である患者又はその家族等

(イ)要件 : 医師・看護師等が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合、入院中1回限り算定。

イ(ア)対象者 : 入院期間が1年を超える精神障害者である患者又はその家族等

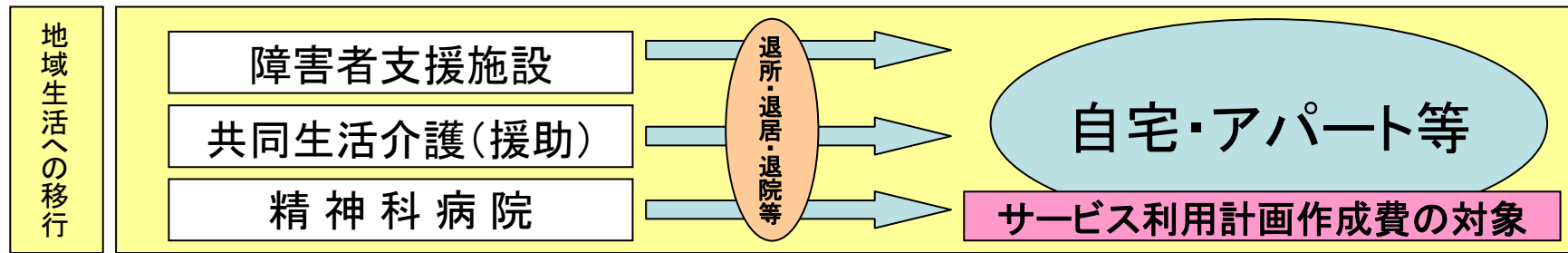
(イ)要件 : 医師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行い、当該患者が退院した場合、退院時1回限り算定

# 現在のサービス利用計画作成費の対象者

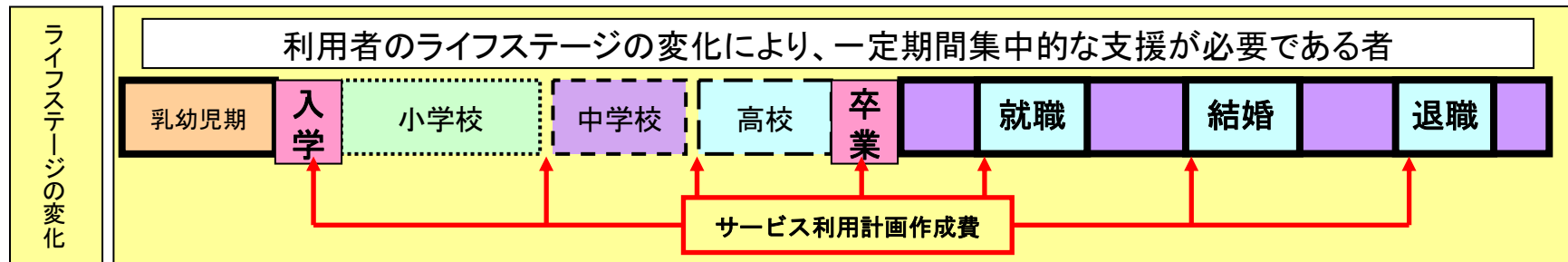
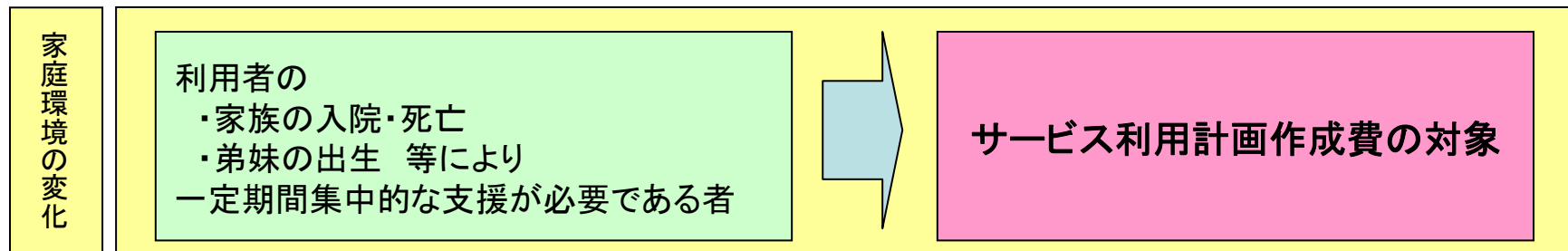
1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

## 1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

### (1) 住環境の変化

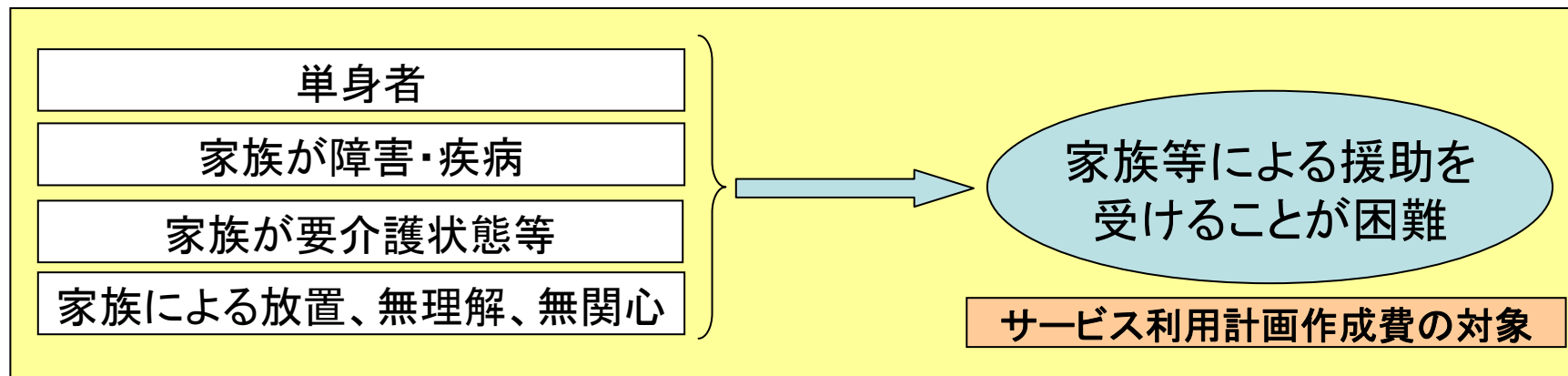


### (2) 生活環境の変化





## 2. 自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。



## 3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けすることができる者。

**重度障害者等包括支援の対象者**  
 障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 <b>I 類型</b> ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 <b>II 類型</b> ・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 <b>III 類型</b>	・強度行動障害 等

サービス利用計画作成費の対象

※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

# 自立訓練の実施状況

○ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

・ 自立訓練(機能訓練)

身体障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

・ 自立訓練(生活訓練)

知的障害者又は精神障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を行うために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練
事業所数	182	678	10
利用者数(人)	2,431	7,474	86
事業費(千円)	173,717	824,478	8,911

※平成20年6月 国保連データ速報値より